令和4年第5回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

| 1 | 日 時 | 令和4年5月18日 (水) 午前9時30分~午前10時00分 | | | | | | | | | |
|---|-------|---|--|---|---|---|----------------------------------|---------------------------|---|--------------------------------|---------|
| 2 | 場所 | 千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室 | | | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | 委員長 | 小峰 | 敏和 | 委 | 員 | 岩坂 | 展子 | | | |
| | | 委員 | 淺野 | 千秋 | 委 | 員 | 山澤 | 菊枝 | | | |
| 4 | 出席書記 | 事務局長 | 柏原 | 郁夫 | 選挙現 | 班主査 | 明妻 | 知之 | 選挙班主事 | 村本 萝 | 英亮 |
| | | | | | | | | | | | |
| 5 | 議題 | 議案第12号 | 議案第12号 「議案第9号 在外選挙人名簿の登録者について」の議決の取り について 議案第13号 選挙人名簿の抹消者について | | | | | | | | |
| | | 議案第13号 | | | | | | | | | |
| | | 議案第14号 | 号 在外選挙人名簿の登録者について | | | | | | | | |
| | | 議案第15号 | 在外選挙人名簿への登録の移転について | | | | | | | | |
| | 議事の概要 | (1)議案第12号 「議案第9号 在外選挙人名簿の登録者について」の議決の取り消しについて 「議案第9号 在外選挙人名簿の登録者について」については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (2)議案第13号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決した。 (3)議案第14号 在外選挙人名簿の登録者について 在外選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとお決定した。 (4)議案第15号 在外選挙人名簿への登録の移転について 在外選挙人名簿への登録の移転について 生が選挙人名簿への登録の移転について、決裁手続を進めるとより決定した。 (5)その他 千葉市緑区選挙管理委員会傍聴規程の一部改正について、決裁手続を進めるととで了承を得た。 次回会議の開催は、令和4年6月1日(水)午前9時30分と決定した。 | | | | | | | | | な、東定りのの |
| 7 | 会議経過 | 事務局質 疑(2)議案第13号 | : 4月13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ついて の の の の の の の の は の の の を の の の の の の の の の の の の の | 第4回き の 株のは かっぱい できま かい はい | を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | おいて 覚した いて 者から、 引を経過 | 議決した ため、 新たし した者 | こついて」の譲 に議案第9号に 当該承認を5月 こ生じた死亡及 、在外選挙人 ※の選挙人名簿 | おいて、 8日付けて び国籍喪 名簿への登 | 乗で失き |

7 会議経過

(3) 議案第14号 在外選挙人名簿の登録者について

事務局 :前回の登録時から本日までの間において、在外選挙人名簿の在外公

館申請を受け、登録資格があるとした者について、緑区の在外選挙

人名簿へ登録する。

質疑:特になかった。

(4)議案第15号 在外選挙人名簿への登録の移転について

事務局 : 前回の登録時から本日までの間において、在外選挙人名簿の出国時

申請を受け、登録資格があるとした者について、緑区の在外選挙人

名簿への登録を移転する。

質 疑

委員:在外選挙人名簿の「登録」と「登録の移転」では、どういう場合で

違いが生じるのか。

回答:本人が在外公館で申請を行うものが在外選挙人名簿の「登録」、出

国時に当区で行うものが「登録の移転」となる。

(5) その他 千葉市緑区選挙管理委員会傍聴規程の一部改正について

事務局 : 緑区選挙管理委員会会議の傍聴手続に関して、申請受付や許可の手

順等を整理するとともに、字句等について所要の改正を行うものであり、昨今の社会情勢に鑑み、適切で円滑な傍聴手続となるよう改

正するものである。今後、決裁手続を進めていく。

質 疑

委員:今回の申請手続の改正にあたり、昨今の社会情勢を踏まえて感染症

チェックシートも導入したいとの説明があったが、このシートの記

入を拒否された場合の対応はどうするのか。

回答:政府の指針に沿った取組みであることを説明のうえ、シートの記入

を拒否する理由を聞き取る。委員長にその理由を報告し、傍聴許可

の判断を仰ぐことを想定している。